

＊北海道公報

発行 北海道庁
編集 北総務部
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則

- 北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (中小企業課) 59
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課) 59
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築指導課) 59

告 示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (2件) …………… (情報政策課) 61
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課) 64
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) 64
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 65
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 65
- 特定調達契約に係る落札者等の公示について…………… (総合振興局告示及び振興局告示) 65
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… (道教育庁教育局告示) 66
- 労働委員会規則に基づく公示による交付…………… (道労働委員会告示) 67
- 監査公表第9号…………… (道監査委員公表) 67
- 特定調達契約に係る入札の公告 (2件) …………… (道警察本部告示) 68
- 特定調達契約に係る落札者の公示…………… 70

規

則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則 (昭和42年北海道規則第157号) の一部を次のように改正する。

第3条の5中「年0.65パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第78号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則 (昭和44年北海道規則第93号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年4月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第79号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和48年北海道規則第9号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第16条の2」を「第16条の2」に改める。

第7条中「及び第16条」を「から第16条の2まで」に改める。

第15条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「に規定する特定行政庁」を「の特定行政庁」に、「建築物は」を「特定建築物は」に、「とし、」を「(同項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物を除く。)とし、当該特定建築物に係る」に改め、同項の表を次のように改める。

用途	要件	報告の時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。） 2 床面積（客室又は集会室の部分に限る。）が200平方メートルを超えるもの	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が500平方メートル（児童福祉施設等で収容施設のないものにあつては1,000平方メートル）を超えるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
ホテル又は旅館	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
下宿、共同住宅又は寄宿舎	3階以上の階であつて、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
学校又は体育館	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
事務所その他これに類するもの	5階以上の階であつて、かつ、床面積の合計が1,500平方メートル	平成30年以後3年ごとの4月1日から9

ルを超えるもの

月30日まで

備考
この表の左欄に掲げる用途のうちの複数の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。

第15条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物に係る省令第5条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。

(1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物にあつては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

(2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院、診療所又は児童福祉施設等（政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。）の用途に供するものに限る。）にあつては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

(3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。）にあつては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

(4) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。）にあつては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

(5) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（体育館の用途に供するものに限る。）にあつては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

(6) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（政令第115条の3第2号に掲げるもの用途に供するものに限る。）にあつては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

(7) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物にあつては、毎年の4月1日から9月30日まで

第16条の見出し中「建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第12条第3項の特定行政庁が指定する特定建築設備等は、前条第2項の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分と同表の中欄に掲げる要件に該当するものに設けられた機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに法第26条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。）、機械排煙設備（法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設けられた非常照明装置に限る。）とする。

第16条第2項を削り、同条第3項中「指定する」を「定める」に改め、同項第1号中「第1項第1号又は第2号に掲げるエレベーター又はエスカレーター」を「政令第16条第3項第

1号に掲げる昇降機」に、「当該エレベーター又はエスカレーター」を「当該昇降機」に改め、「又は法第88条第1項」を削り、同項第2号中「第1項第3号に掲げる設備」を「政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備」に改め、同項第3号中「前項第1号に掲げるもの」を「前項の特定建築設備等」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「(法第88条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同条第3項とする。

第16条の2を第16条の2の2とし、第16条の次に次の1条を加える。

(工作物の定期報告)

第16条の2 省令第6条の2の2第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

- (1) 政令第138条第2項第1号に掲げるものについては、4月1日から9月30日まで
- (2) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げるものについては、4月1日から6月30日まで

2 法第88条第1項において準用する法第12条第1項又は第3項の規定による報告は、当該報告の日前3月以内に検査し、作成したものによつてしなければならない。

第26条中「及び第8号」を「から第9号まで」に、「及び第16条第3項」を「及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第15条第1項若しくは第2項、第16条第2項又は第16条の2第1項の規定により平成28年中に行うこととなる建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)による改正後の建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「改正後の法」という。)第12条第1項又は第3項(これらの規定を改正後の法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、改正後の規則第15条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成29年3月31日までに行うものとする。この場合における改正後の規則第26条の規定の適用については、同条中「同日後最初に到来する第15条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項に規定する報告の時期の期間の末日」とあるのは、「平成29年3月31日」とする。

3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備に関する改正後の法第12条第3項の規定による報告に対する改正後の規則第16条第2項の規定の適用については、平成30年12月31日までの間は、同項中「毎年における次に」とあるのは「次に」と、同項第1号中「前

回の報告の日(建築主が当該昇降機を新たに設置した場合における最初の報告(省令第6条第1項の規定により除かれた時期の直後のものをいう。))にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項(法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日)の属する月の2月前の月の1日から当該属する月の2月後の月(この月が報告すべき年の次の年に属することとなる場合にあっては、報告すべき年の12月)の末日とあるのは「平成30年4月1日から同年12月31日」と、同項第2号中「4月1日から9月30日」とあるのは「平成30年4月1日から同年9月30日」とする。

告 示

北海道告示第394号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア (入札番号1) パソコン用コンピュータの購入 318台
イ (入札番号2) パソコン用コンピュータの購入 132台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成28年8月31日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない